

サービス付き高齢者向け住宅の登録等にかかる手数料の改定について

平成28年3月
三重県県土整備部住宅課

1 サービス付き高齢者向け住宅の登録等申請手数料を改定します

『高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」といいます。）』に基づくサービス付き高齢者向け住宅について、三重県手数料条例を改正し、下表のとおり平成28年4月1日からサービス付き高齢者向け住宅の登録等にかかる手数料を改定します。

登録：新たにサービス付き高齢者向け住宅を登録する場合（法第5条第1項）

更新：既に登録しているサービス付き高齢者向け住宅の登録を更新する場合

（5年ごとの更新が必要です）（法第5条第2項）

変更：既に登録しているサービス付き高齢者向け住宅の登録内容を変更する場合

（手数料が必要な場合は2のとおりです）（法第9条第1項）

<手数料表>

平成28年3月31日までの手数料の額 （新規・更新・変更）		平成28年4月1日以降の手数料の額 （新規・更新・変更）	
住宅の登録戸数	手数料	住宅の登録戸数	手数料
戸数に関わらず一律	8,300円	10戸以下	30,000円
		11戸以上20戸以下	35,000円
		21戸以上30戸以下	40,000円
		31戸以上40戸以下	45,000円
		41戸以上50戸以下	50,000円
		51戸以上70戸以下	60,000円
		71戸以上100戸以下	74,000円
		101戸以上	88,000円

2 登録事項等の変更の届出

サービス付き高齢者向け住宅の登録事項等に変更があったときは、法第9条第1項により、その日から30日以内に届出る必要があります。

そのうち手数料が必要になる場合は以下のとおりですので、ご注意ください。

手数料必要	<ul style="list-style-type: none">・増築減築により、登録戸数に変更が生じる場合、住宅の追加減少戸数分の手数料が必要となります。（手数料表の「住宅の登録戸数」を「住宅の追加減少戸数」に読み替えてください） <p>例) ①既設 35 戸のサ高住に 12 戸増築する場合 →手数料は手数料表の 11 戸以上 20 戸以下の 35,000 円を適用</p> <p>②既設 58 戸のサ高住で 2 戸減築する場合 →手数料は手数料表の 10 戸以下の 30,000 円を適用</p> <ul style="list-style-type: none">・戸数の変更が無い場合でも、共用部分、共用設備、管理部分の面積や数に変更が生じる場合には手数料が必要となります。 <p>例) 共用部分、共用設備の面積及び数に変更があった場合 →手数料は手数料表の 10 戸以下の 30,000 円を適用</p>
手数料不要	<ul style="list-style-type: none">・役員の変更・家賃及びサービス等の額の変更・連絡先の変更・その他軽微な変更

(注意)

変更の届出をされる方で、手数料が必要になるか不明な場合は、三重県住宅課に事前にお問い合わせください。

□お問い合わせ先

(サービス付き高齢者向け住宅の制度、手数料の改定に関すること)

三重県県土整備部住宅課 住まい支援班
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
電話 059-224-2720 FAX 059-224-3147

(登録等の申請窓口)

公益財団法人三重県建設技術センター 建築審査課
〒514-0002 三重県津市島崎町 56 番地
電話 059-229-5613 FAX 059-229-5616